



お知らせ

平成29年度の保育所・町立幼稚園の園児を募集します

町内の認可保育所（園）・町立幼稚園では、平成29年4月からの入所・入園申込を開始します。希望される方は、平成28年11月1日（火）～11月22日（火）までにお申し込みください。

〔認可保育所〕

- 資格要件  
町内に住所を有し、児童の保護者や家族が共働き等で保育することが困難な児童
- 町内認可保育所一覧  
・鏡石町立鏡石保育所  
・認定こども園ぶどうの木  
・岡ノ内保育園

※対象児童の年齢や保育時間は園によって変わります。

合わせてください。

▼申込・問い合わせ先  
教育課 ☎62-3459

平成29年度新入学児の就学時健康診断実施のお知らせ

町教育委員会では、次のとおり平成29年度小学校に入学する幼児を対象に「就学時健康診断」を実施します。この健診は法律に基づき実施されるものですので必ず受診してください。

- 対象幼児  
平成22年4月2日から平成23年4月1日生まれの幼児
- 日時  
11月16日（木） 12時30分受付
- 場所 町立第二小学校
- 健診内容  
内科・歯科・視力・聴力
- 受診方法  
幼稚園・保育所を通じてお知らせいたします。

▼問い合わせ先  
教育課 ☎62-3459

東京かがみいし会総会及び懇親会一般参加者募集

東京かがみいし会では、総会及び、懇親会にふると鏡石町から一般参加される方を

●申込方法（必要書類）

- ・新規入所  
入所申込書、支給認定申請書、就労証明書等、その他必要な書類
- ・継続入所  
申込書は、福祉こども課、各保育所（園）にあります。

入所申込書、支給認定証、就労証明書等、その他必要な書類 ※現在入所中の児童には継続用の申請書が配布されます。

●申込先

福祉こども課、各保育所（園）（※新規での申込の場合は福祉こども課に提出ください。）

●保育料

保護者の方の町民税額に応じて計算され、口座振替にて納入していただきます。

▼申込・問い合わせ先

- ・福祉こども課（勤労青少年ホーム内） ☎62-2210
- ・認定こども園ぶどうの木 ☎92-3213
- ・岡ノ内保育園 ☎62-7068

〔町立幼稚園〕

- 募集人数  
・3歳児 20名程度  
・4、5歳児新規募集 若干名

- 入園資格  
鏡石町に住所を有する3～5歳児
- 預かり保育  
入園している園児について、両親が職業を持つなど家庭保育が困難と認められる場合には、預かり保育を実施しています。
- その他  
入園後は、授業料のほか給食費、PTA会費等がかかります。
- 申込方法（必要書類）  
・新規入所  
入園願書、支給認定申請書、その他必要な書類  
申込書は、福祉こども課、幼稚園にあります。
- ・継続入所  
入園願書、支給認定証、その他必要な書類  
※現在入園中の児童には継続用の申請書が配布されます。
- 申込先  
福祉こども課、町立幼稚園（※新規での申込の場合は福祉こども課に提出ください。）
- 授業料  
保護者の方の町民税額に応じて計算され、毎月月末に口座振替にて納入していただきます。

●預かり保育料

月11,000円  
授業料と同様毎月月末に口座振替にて納入していただきます。

●保育所・幼稚園の利用には、申込書のほかに支給認定申請書の提出が必要になります

「子ども・子育て支援新制度」により、保育所・幼稚園を利用している方については、入所（園）時に支給認定証が交付されております。

この認定証は変更が無い場合は記載されている期間有効となり、次年度の入所（園）時に有効期間の確認のため、提出していただくこととなります。

新規に入所（園）を希望する場合や、認定期間等や区分の変更のある保護者の方には、施設利用のための申請書（支給認定申請書）を提出していただく必要があります。

町では、お子さんの年齢や保護者の方の就労状況により、3つの区分の認定を行います。

○提出方法

申請書・入園願書等と一緒に、福祉こども課へ提出ください。

▼問い合わせ先

福祉こども課  
（勤労青少年ホーム内）  
☎62-2210

町育英資金（入学準備金）奨学生募集

町では、平成29年度入学予定の育英資金奨学生を次のとおり募集いたします。なお、今回の募集は入学準備金のみとなります。

●対象者

平成29年度に高等専門学校・専修学校・短大・大学に進学する予定の方で入学準備金を希望する方

●募集人員 若干名

●応募資格

- ①町内に引き続き2年以上住所を有し、成績が良く、品行方正で身体強健な方
- ②経済的な理由で就学が困難な方（所得制限があります）
- ③他の奨学金を受けない方

●返還方法

卒業後1年間猶予し、借用期間の3倍の期間で返還

●募集期限 11月30日（木）

※応募資格や必要書類などの詳細は町ホームページで確認いただくか教育課までお問い合わせください。

建築物の建築には  
確認申請が必要です

建築基準法や都市計画法の認識不足により、せっかく建てたマイホーム等が違反建築となってしまう事例が報告されています。

住宅の増築や建物の用途変更などの際には事前に町や県と相談を行い、安全で安心な住環境をつくりましょう。

- Q1 建築物とは？
- A1 建築基準法では、屋根があり、柱または壁があるものが建築物になります。屋根付きのテラスやカーポートも屋根と柱があるので建築物となります。
- Q2 自宅を増築したいが、確認申請は必要ですか？
- A2 増築面積が10㎡を超える場合は確認申請が必要です。なお、10㎡以内の増築の場合には確認申請は不要ですが、建築基準法で定められた基準に適合させなければなりません。
- Q3 ユニット物置、プレハブ倉庫、コンテナ等を置きたいのですが？
- A3 物置などとして利用すれば基礎の有無にかかわらず建築物となり、確認申請が必要です。
- Q4 農業用倉庫を事務所や工場として利用したいのですが？
- A4 鏡石町は都市計画法により、地域によって建築物の用途を定め、まとまりのあるまちづくりを目指しています。地域によっては、農業用倉庫としては建築を認められても、事務所や工場としては認められない地域がありますので、事前に確認をしてください。
- Q5 違反建築になるとどうなるの？
- A5 県の命令により工事の停止や使用の禁止、建物の除却、さらに命令に従わない者に対しては懲役または罰金が科せられる場合があります。

▼問い合わせ先  
都市建設課 ☎62-2116

